

神戸市都市利便増進協定の認定等に関する事務取扱要綱

平成30年12月27日 局長決定

令和3年4月1日 改正

令和5年8月4日 改正

令和8年4月30日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）の規定に基づく都市利便増進協定（以下「協定」という。）の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第74条第1項の規定による協定の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、都市利便増進協定認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定締結の理由を記載した書類
- (3) 協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が協定の認定申請に係る代表者であることを証する書類
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書類）
- (6) 土地及び建物の登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の認定の申請)

第3条 法第76条第1項の規定による協定の変更の認定を申請しようとする者（以下「変更認定申請者」という。）は、都市利便増進協定変更認定申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 協定書（変更後）の写し
- (2) 協定の変更の理由を記載した書類
- (3) 変更後の協定の区域を示す図面
- (4) 変更認定申請者が協定の変更の認定の申請に係る代表者であることを証する書類
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書類）
- (6) （変更に係る部分の）土地及び建物の登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の基準等)

第4条 市長は、第2条第1項又は前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、協定が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第74条第1項又は法第76条第1項の規定により、当該申請に係る協定を認定することができる。

- (1) 土地所有者等の相当部分が協定に参加していること。
- (2) 協定において定める法第74条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、法第46条第25項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。
- (3) 協定において定める法第74条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。
- (4) 協定の内容が法令に違反するものでないこと。
- (5) 協定締結者が神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成23年3月条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

2 市長は、協定を認定した場合は、当該認定を受けた者に対し都市利便増進協定認定通知書(様式第3号)又は都市利便増進協定変更認定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(認定の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、前条の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 認定した協定の内容が前条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 認定した協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。
- (3) 協定締結者が、第2条第1項又は第3条第1項の申請をしたときに前条第1項第5号に該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定により、前項の規定により認定の取消しを行う場合は、原則として、聴聞を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年12月27日から施行する。

(令和3年4月1日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和5年8月4日改正)

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

(令和8年4月30日改正)

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。

都市利便増進協定認定申請書

年 月 日

神戸市長 あて

(申請者)

住所

氏名

電話

(※申請者が法人の場合、その名称及び代表者氏名)

都市再生特別措置法第75条の規定による都市利便増進協定の認定について、関係書類を添えて申請します。

記

1. 協定の名称
2. 対象とする区域の地名及び地番
3. 対象とする都市利便増進施設の種類
4. 有効期間
5. 特記事項

都市利便増進協定変更認定申請書

年 月 日

神戸市長 あて

(申請者)

住所

氏名

電話

(※申請者が法人の場合、その名称及び代表者氏名)

都市再生特別措置法第76条第1項の規定による都市利便増進協定の変更の認定について、関係書類を添えて申請します。

記

1. 認定番号

2. 認定年月日

3. 協定の名称

4. 変更の内容

都市利便増進協定認定通知書

第 号
年 月 日

様

神戸市長

都市再生特別措置法第75条の規定により、年 月 日付けにて申請のあった都市利便増進協定を認定したので通知します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守し、本協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を適切に行ってください。

記

1. 認定番号
2. 認定年月日 年 月 日
3. 協定の名称
4. 対象とする区域の地名及び地番
5. 対象とする都市利便増進施設の種類
6. 有効期間
7. 特記事項

都市利便増進協定変更認定通知書

第 号
年 月 日

様

神戸市長

都市再生特別措置法第76条第1項の規定により、年 月 日付けにて申請のあった都市利便増進協定の変更を認定したので通知します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守するとともに、本協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を適切に行ってください。

記

1. 認定番号

2. 変更認定年月日 年 月 日

3. 協定の名称

4. 変更の内容

5. 特記事項